

令和元年6月27日

住宅金融支援機構  
理事長 加藤利男 殿

一般社団法人全国銀行協会  
会長 高島 誠

### 貴機構の業務改善に関する要望

平素は種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、受託金融機関においては、住宅施策の重要性に鑑み、貴機構の委託業務を行っておりますが、貸付制度の改正や近年の管理回収負担の増加等により、事務コストが増大しております。また、貴機構業務の制度変更等の際には、受託金融機関を取り巻く経営環境等の変化や、受託金融機関の業務への影響に鑑み、引き続き緊密な連携が必要と考えております。

つきましては、貴機構におかれましては、事情ご賢察のうえ、下記の事項につき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 業務委託手数料水準の適正化

- 基本管理回収手数料、繰上返済・条件変更手数料および残高証明書等各種証明書の発行手数料等の業務委託手数料は、受託金融機関の事務負担に見合う水準に設定すること。また、現状の業務委託手数料に見合うよう、受託金融機関の事務負担軽減に資する更なる業務改善に取り組むこと。
- 委託業務に関しては、受託金融機関が経営状況等に応じて受託することを可能とするべく、例えばフラット35や災害融資業務等に限定した受託の許容や、再委託可能な事務の範囲拡大など、柔軟な制度設計を検討すること。

#### 2. 住宅金融支援機構法の趣旨や受託金融機関の意見等を踏まえた制度変更等対応の徹底

- 証券化支援業務をはじめとする貴機構の委託業務に係る制度変更等の際には、「一般の金融機関との適切な役割分担を図る」とする住宅金融支援機構法第14条の趣旨や、受託金融機関の意見等を十分に踏まえた対応を行うこと。

以上